

長野県千曲市地域 基本計画

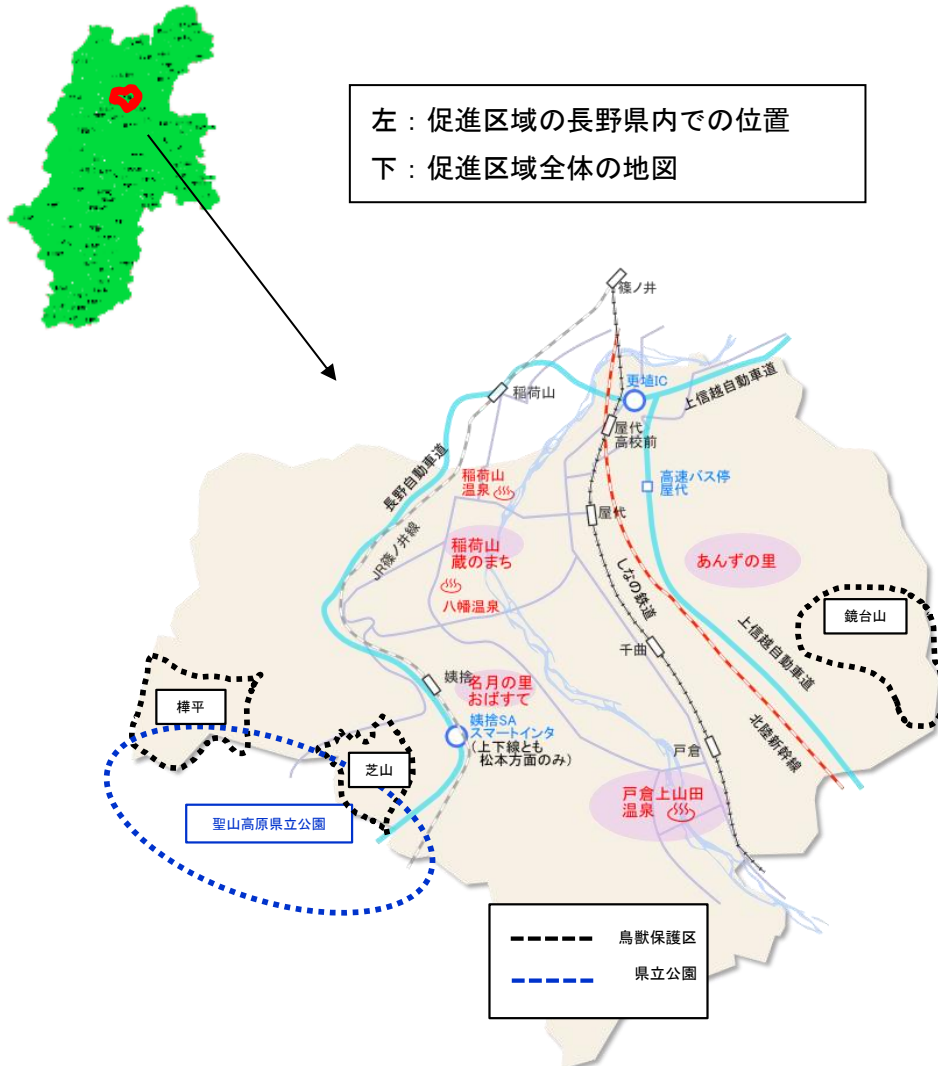
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 17 日現在における長野県千曲市の行政区域とする。概ねの面積は 1 万 2 千 ha 程度（千曲市面積）である。

本区域は自然公園法に規定する聖山高原県立公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むものであるため、「8 環境保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然公園法に規定する国立公園及び国定公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域並びにシギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

千曲市は、長野県の北部に位置し、長野市・上田市・坂城町・麻績村・筑北村の２市１町２村に接し、千曲川の兩岸に広がる平地と、その背後に連なる山地に囲まれた地域である。気性は内陸性気候で、平地部の年平均気温は12～13℃と比較的冷涼である。また、年間日照時間が1,936.4時間と長く、晴天率も年間を通して５割程度と高いため、四季の変化がはっきりしている。

交通インフラでは、一般国道18号、403号など長野県内の交通の主要幹線及び上信越自動車道、長野自動車道といった高速道路が集中し、ジャンクションやインターチェンジが開設されており、北陸新幹線やＪＲ篠ノ井線、しなの鉄道線の沿線でもあることから「交通の要衝」となっている。特にインターチェンジ周辺には物流関連企業の立地が多い。

産業の構造を、産業大分類別の従業者数の構成比から見ると、「製造業」と「卸売・小売業」、「医療・福祉」の従業者数に特化が見られるほか、県内と比べると「運輸業・郵便業」の割合が高くなっている。

平成26年の工業統計調査によると、本区域の製造品出荷額は1,795億円であり、機械、電子、電気、輸送等の加工組立型関連の製造出荷額は、1,181億円で全体の65.7%を占めている。

一方、古くから味噌や醤油、日本酒など、地場産業としての食品製造業が盛んであり、地域資源である栽培きのこ類、りんご、ぶどう、あんずなどの農産物を加工する食品・飲料メーカーも多く存在しており、食品・飲料の製造品出荷額は379億円で、製造品出荷額の21.1%を占めている。また、トルコギキョウなど花きの栽培も盛んである。各産業間の連携や大学との連携を促し、多様で付加価値の高い産業を創出するため、千曲市産業支援センターが中心となり、千曲商工会議所、戸倉上山田商工会とともに企業支援を行っている。

観光面においては、湯量豊富な戸倉上山田温泉、一目十万本のあんずの里、姨捨の棚田といった観光資源を有しており、年間約186万人の交流人口がある。近年は外国人観光客も増えており、年間約9千人の観光客が訪れる。こういった観光資源を磨きあげ、歴史、文化、食材と連携してより魅力的な観光地を目指すため、（一社）信州千曲観光局を立ち上げた。

人口は、2000年の64,549人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には44,978人まで減少すると予測されている。人口減少に伴う地域経済の縮小に対応するため、平成27年度に「千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。この戦略では、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、持続可能な「まち」の創生を目指している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、卸売業、小売業と医療、福祉と宿泊業、飲食サービス業を合算した雇用者数は72%以上、売上高78%以上、付加価値額77%近くを占めていることから、卸売業、小売業、医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業を中心とした経済構造をなしている。

また、本区域は、北陸新幹線、上信越自動車道及び長野自動車道のクロスポイントが近接し、広域的な高速交通が集中する地域という特性を最大限に生かし、観光施設、ワイナリー等の農業関連施設、産直特産品を販売する商業施設、物流関連施設などを活用して高付加価値の事業を行い、活力のあるまちづくりを目指す。また、戸倉上山田温泉等の観光資源と農業、商工業が連携することで滞在型周遊観光を推進する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－ 百万円	700 百万円	

(算定根拠)

本区域の全産業付加価値額（712 億円）の約1%（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である0.8%を上回る成長率として設定）に当たる7億円の増額を目標値として設定する。これは、平成24年経済センサス-活動調査による本県の1事業所あたりの付加価値額（3,685 万円）が全国平均（5,324 万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

また、これは本区域内の製造業の付加価値額（350 億円）の約2%に当たるなど地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

なお、事業者からの地域経済牽引事業計画の申請に際しては、近隣市町村等における十分な理解が得られていることを前提とする。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,685 万円（長野県の1事業所あたり平均付加価値額（＝3,685 万円、平成24年経済センサス-活動調査）を上回るこ

と。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で6%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で6%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で10%増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域については市街化調整区域及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域：地図上の位置】

千曲市大字雨宮字町田、字中原、字窪河原、字町浦、字起返上ノ割及び大字屋代字返町、字地正、字五十里、字中原、字荒井、字松ヶ崎、字大境、字城ノ内、字新田、字上河原、字道合、字高畑

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約101ha程度である。

本区域は、地域の特性として上信越自動車道及び長野自動車道の結節点である更埴ジャンクションに近接する交通の要衝であり、従前よりスマートICの設置も検討されている地域である。この交通利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は上信越自動車道西側に35ha程度の農用地区域が存在するため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合に合っては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する聖高原県立公園など環境保全上重要な地域は、本区域内には存在しない。

(関連計画における記載等)

国土利用計画（千曲市計画）における記載：本区域は、都市計画制度を適切に運用し、既成市街地との都市機能バランスに配慮した誘導を図り、計画的に良好な市街地形成を進めるとともに、更埴インターチェンジへのアクセス機能を高め、新たな賑わいと交流を生み出す土地利用を図る方針が示されている。

都市計画区域マスタープランにおける記載：本区域は、高速交通網を活用した交流拠点・産業拠点としての役割が期待されており、自然型観光を図るため、観光地として魅力ある環境整備を図ること及び産業拠点地域として流通業務施設等の産業集積を図る方針が示されている。

千曲市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、県内外からの観光客の集客を図るとともに、観光客と市民とが交流する場所を観光・文化交流拠点として位置づけるとともに、幹線道路の沿道については、一定範囲に交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を許容し、住宅と沿道サービス施設が融合する地区として土地の有効な利用を図る方針が示されている。

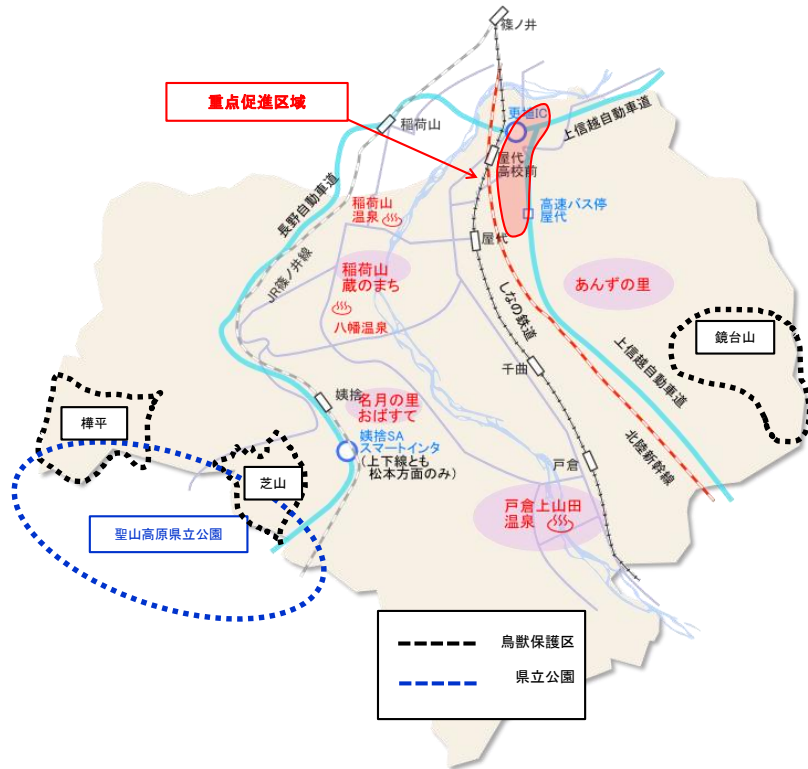
千曲市総合計画における記載：本区域は、高い交通利便性や長野・上田・松本の3地域への移動時間がほぼ等しい地に位置する優位性を活かし、周辺の農用地や住環境、自然環境に配慮しつつ、産業構造の変化や需要に的確に対応し、必要な用地の確保と立地誘導を通じ、産業が活発に営まれる土地利用を図る方針が示されている。

千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：広域交流拠点における都市的土地利用の推進を図るとともに、上信越道へのスマートインターチェンジの新設促進と機能強化を図る方針が示されている。

千曲市立地適正化計画における記載：立地特性を活かした広域的な交流新拠点の形成及び「新幹線新駅」、「スマートIC」を含めた、市全体の活性化をけん引する新たな交流拠点の形成を図る方針が示されている。

千曲市農業振興地域整備計画における記載：都市的土地利用などへの土地利用転換にあたっては、土地利用の基本的方向を勘案の上、農業振興との調和に留意した秩序ある土地利用の調整を図る方針が示されている。

(地図)



(2) 重点促進区域を設定した理由

千曲市では、特性である高速交通網のクロスポイントという恵まれた交通インフラや、県下主要地域である長野・上田・松本の3地域への移動時間がほぼ等しい地に位置する優位性を生かし、従前より信州善光寺平の南玄関口「ゲートシティ」として市内外の経済発展に寄与してきた。

しかし、目前に迫った人口減少と地域活力縮小の克服に向けては、さらに県内外のヒト・モノの盛んな交流による新たな賑わい創出のための産業集積が求められている。千曲市立地適正化計画では、北陸新幹線、長野自動車道及び上信越自動車道のクロスポイントに近接し、スマートＩＣ設置や都市計画道路の整備が検討されている区域を「広域交流拠点」として設定した。

地域産業の活性化を図る上で、観光、物流等を集積させるなど、域内での産業連携を図ることが不可欠であり、そのためには企業ニーズに基づく必要な区域を確保していくことが特に重要である。そのため、「広域交流拠点」として設定した区域を重点促進区域とした。

なお、区域の設定に当たっては、平成28年度工場適地調査において屋代地区に約1.1haの空工業地として把握され、当該地は地域の特性である交通インフラの優位性を備えていることから、これを含め重点促進区域を設定することとする。事業の実施に当たってはこれら既存の工業地を優先するが、空工業地が点在しているため、まとまった規模の用地が確保できないなど、企業ニーズに合わない場合があるため、農用地区域を含めて区域を設定する。やむを得ず農用地区域にて地域経済牽引事業を実施する場合には、本計画の9に従い、適切な土地利用調整を行う。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
工場立地特例対象区域の指定は行わない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①戸倉上山田温泉、姨捨の棚田、稲荷山、日本一のあんずの里などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

②上信越自動車道、長野自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野

(2) 選定の理由

①戸倉上山田温泉、姨捨の棚田、稲荷山、日本一のあんずの里などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

千曲市は、古代より歴史・文化・自然に恵まれた地であり、戸倉上山田温泉や姨捨の棚田、稲荷山、日本一のあんずの里など、観光資源に恵まれている。また、県内の主要幹線や高速道路のクロスポイントを有し、県内外からの交通アクセスが非常に良い地域であるため、年間約 186 万人の交流人口がある。こういった豊富な観光資源、交通利便性の良さを十分に活かし、滞在型周遊観光に結び付けるため、観光関連施設等（温泉旅館、ホテル、物産館）が整備されている。

開湯 120 年を超える戸倉上山田温泉は、善光寺詣りの精進落としの湯として昔から親しまれており、源泉が多く、その泉質の良さから「美白の湯」として知られ長野県屈指の温泉と言える。また、50 以上の源泉が掘り起こされ、豊富な湯量で銭湯でさえも温泉を掛け流す贅沢さが魅力のひとつとなっている。自家源泉を複数持つ宿も珍しくなく、客室の浴槽にまで年中湯を掛け流している宿も多数あり、年間 43 万人もの宿泊客数を誇っている。

姨捨は、平安時代の頃から観月の名所として知られ、万葉集にも詠まれた場所であり、江戸時代から明治にかけて開田が大きく進むにつれ、小さな棚田に映りこむ月影が一層注目されるようになった。姨捨地区（標高 460～560m）の傾斜には、眼下の千曲川（ちくまがわ）や善光寺平（ぜんこうじだいら）と呼ばれる広大な盆地を望んで、約 1,500 枚の棚田が展開している。近世初頭に畑や水田が混在する耕作が行われ始め、その後利水が進展することにより水田が主体となり、16 世紀半ばから近現代にかけて、日本を代表する棚田の文化的景観を形成した。平成 22 年には重要文化的景観に選定されており、年間 52,800 人の観光地利用者数がある。

善光寺道（北国西街道）の宿場町として栄えた稲荷山は、善光寺平最大の宿場町で、明治以降は生糸と絹織物の商いの町として栄えた。近世以来の水路や地割（ちわり）を良く残し、街道に面して、中二階（ちゅうにかい）で二階を塗り込めた主屋や、高い二階で分厚い壁を軒まで塗り上げた重厚な主屋が並び、裏通りには土蔵が並ぶ。江戸時代に整備された町割りの上に、伝統的建造物を良く残し、近世から近代にかけて栄えた商家町の歴史的風致を良く伝えている。平成 26 年には重要伝統的建造物群保存地区に指定された。

「あんず」の生産量は長野県が 1,037 t（H26 時）と全国トップシェアであり、県内の生産量の中でも千曲市が 405 t（H26 時）で一番多い。「森」と「倉科」の両地区は、なだらかな傾斜地にあんず畑が広がっており、春には見事な花が咲く地区である。ひと目で多くの花が見渡せることから「一目十万本」「日本一のあんずの里」とも呼ばれており、年間 12 万人の観光地利用者数がある。

当市の気候は、1 月の平均気温が 0.5℃、8 月の平均気温が 25.9℃と寒暖差が大きく、年間平均降水

量が 869.1mmと、日本の多くの地域と比較すると降水量が少ない内陸性気候である。りんごやぶどうなどの栽培に適しており、水はけがよい傾斜地を中心に優良な果樹産地が形成されている。新たな取組みとして、平成 27 年、市は周辺の市町村とともに「千曲川ワインバレー特区」の認定を受けワイン振興をスタートした。果樹生産者らとともに「千曲市ワインぶどう研究会」も立ち上げ、栽培技術の普及や苗木の確保に取り組んでいる。現状、ワインぶどう栽培面積は 2.4ha と特筆するような規模ではないが、市内第一号となるワイナリー誕生に向けた芽が育ちつつある状況にある。ワイン産業は、裾野が広い産業と言われており、産地としての知名度の向上に加え、ワイナリー観光による交流人口の増加が見込まれる。

当市は主要幹線及び上信越自動車道や長野自動車道、北陸新幹線が集中し、首都圏、北陸圏、中部圏を結ぶ、交通の要衝の地である。この地の利を生かし、観光施設や産直特産品を販売する施設等を活用して高付加価値の事業を行うことで、多くの「ひと」が集まり賑わう広域交流拠点として推進し、市内観光地と結び付けることで滞在型周遊観光を図っていく。

以上より、交通インフラの優位性を背景として、豊富な観光資源を活かした広域交流拠点の整備は、高付加価値の創出が期待できることから、地域経済を牽引する分野として、県及び市は観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を促進する。

②上信越自動車道、長野自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野

千曲市には、一般国道 18 号、403 号など長野県内の交通の主要幹線及び上信越自動車道、長野自動車道といった高速道路が集中し、更埴ジャンクションや更埴インターチェンジ、姨捨スマートインターチェンジが開設されている。また、北陸新幹線やＪＲ篠ノ井線、しなの鉄道線の沿線でもあることから「交通の要衝」の地である。

更埴インターチェンジは、首都圏から約 200 km（約 2 時間 30 分）の距離にあり、ジャンクションを有するため、中京圏や北陸圏へのアクセスも良い。なお、長野県には港湾がないが、新潟県直江津港まで約 100 km（約 1 時間 10 分）、愛知県名古屋港まで約 270 km（約 3 時間 20 分）、神奈川県横浜港まで約 270 km（約 3 時間 30 分）と、物流ネットワークの中継地としての優位性が高い。さらに、災害発生時の BCP を考えた際にも、ジャンクションを持つ当市に物流関連施設を置くことで、物流ネットワークを遮断させるリスクを軽減することができる。

更埴インターチェンジ周辺は製造業（33 社）、物流関連企業（16 社）など多くの企業が立地している。交通アクセスの良さから企業の立地ニーズが高い地域だが、既存の産業用地に空きは無い状態である。特に、物流関連企業の立地ニーズは高い。インターチェンジの一日あたりの利用台数は 11,982 台ある。

インターネットの普及による通信販売の需要拡大等を背景に、物流関連産業への需要が高まってきている。保管拠点と輸送網を集約した大型物流拠点の整備や「多頻度かつ迅速な入出荷対応」、「流通加工も含めた多機能化」などのニーズに対応した高機能かつ大型の物流施設の整備などが期待される。

こうした交通インフラの優位性を有効に活用した物流関連産業の立地は、付加価値の向上が期待できることから地域経済を牽引する分野として、県及び市は物流関連産業分野を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例の制定を検討する。

②地方創生関係施策

平成 30 年度から令和 5 年度の地方創生推進交付金を適宜活用し、戸倉上山田温泉、姨捨の棚田、稲荷山、日本一のあんずの里などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野や上信越自動車道、長野自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

②千曲市産業支援センターが有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上や販路開拓のために、千曲市産業支援センターが保有している情報であって資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県長野地域振興局内、千曲市経済部内に事業者の抱える課題解決のためのワンストップの相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、長野県庁、千曲市役所、支援機関、関係団体と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

インフラの整備

広域交流拠点の整備とあわせ、一重山線（都市計画道路）、スマート IC の整備を進め、首都圏や北陸圏、中京圏との交通アクセスの充実を図っていく。

その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

(6) 実施

スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	平成 31～令和 5 年 度 (最終年)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の 減免措置の創設	制度検討	制度創設	運用
②地方創生関係施策		運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①産業用地情報の逐次開示	制度検討	運用	運用
②技術情報の情報提供	制度検討	制度創設	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
インフラの整備	事業調整、調査等	計画協議	事業化

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、千曲市産業支援センター、千曲商工会議所や戸倉上山田商工会、(一社)信州千曲観光局など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①千曲市産業支援センター

千曲市は産業支援センターを設置し、研究開発支援やマーケティング支援に取り組んでおり、引き続き強化を図る。また、信州大学工学部、清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学とパートナーシップ協定を締結し、産学官連携を推進する。

②ものづくりネット千曲（食品ネット千曲・ものづくり千曲プラネット・金属加工ネット千曲）

市内製造業者が分野毎にグループを組み、企業間連携に取り組んでいる。食料品製造企業及び関連産業企業の経営者を中心に、「食品ネット千曲」を組織し、産産連携による技術力向上を推進する。また、プラスチック成型・成形・設計及びそれらに関連する企業グループを集めた、「ものづくり千曲プラネット」や金属機械加工及びそれらに関連する企業による、「金属加工ネット千曲」を組織し、産産連携による技術力向上や取引拡大を推進していく。

③千曲ブランド推進協議会

千曲市内で生産された原料を使用して製造された加工食品を、「信州千曲ブランド認定品」として管理している。産学官連携をもとに販路の拡大、技術の向上を図る。

④千曲商工会議所、戸倉上山田商工会

中小企業、小規模事業者が抱える経営課題を把握し、経営指導員による巡回と相談窓口による経営支援を行う。また、企業内人材の育成・能力開発に関する各種研修会を開催するほか、OB人材の活用を図るため、企業とのマッチングを支援する。

⑤(一社)信州千曲観光局

(一社)信州千曲観光局は、千曲市のプロモーションなどの誘客活動において、中心的な役割を果たすとともに、マーケティングの発想に立った戦略的で広域的な旅行商品の造成・販売などの経済活動に取り組む。また行政、民間事業者などと連携し、観光振興に関する取組に対して協力・支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求

めていく。

また、廃棄物の３Ｒの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、土砂災害対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組みについても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期における安全な交通確保のため、除雪、凍結防止剤散布等に努める。
- ・山間部における安全な通行確保のため、道路防災施設の整備に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施設等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

（３）その他

①ＰＤＣＡ体制の整備

毎年１回、長野県及び千曲市の地域経済牽引事業所管課で基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて、本計画の効果の検証と当該事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を作成する必要がある。

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【重点促進区域】

(農地) 千曲市大字雨宮字町田、字中原、字窪河原、字町浦、字起返上ノ割及び大字屋代字返町、
字地正、字五十里、字中原、字荒井、字松ヶ崎、字大境、字城ノ内、字新田、字上河原、
字道合、字高畑

地番については別紙の通り

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域】

本区域の至近には、国道、上下水道等のインフラがすでに整備されている。これらを有効に活用するために計画されている公共施設整備は行うが、新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地区内の遊休地等の状況等)

本区域内においては、現在のところ産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和)

農地として重点促進区域に設定した土地については、都市計画区域マスタープランにおいて、「本区域は、高速交通網を活用した交流拠点・産業拠点としての役割が期待されており、自然型観光を図るため、観光地として魅力ある環境整備を図ること及び産業拠点地域として流通業務施設等の産業集積を図る」方針が示されている。また、千曲市都市計画マスタープランにおいて、「本区域は、県内外からの観光客の集客を図るとともに、観光客と市民とが交流する場所を観光・文化交流拠点として位置づけるとともに、幹線道路の沿道については、一定範囲に交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を許容し、住宅と沿道サービス施設が融合する地区として土地の有効な利用を図る」方針が示されている。今般、当該区域は、観光施設等による広域交流拠点化を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

なお、千曲市農業振興地域整備計画においては、「都市的土地利用などへの土地利用転換にあたっては、土地利用の基本的方向を勘案の上、農業振興との調和に留意した秩序ある土地利用の調整を図る」方針が示されているため、調整には十分に留意する。

これら他計画との調和を踏まえ地域特性を生かした観光施設、産直特産品を販売する商業施設、物流関連施設など高付加価値の事業を行う。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

用途地域内の更埴ジャンクション周辺地域は流通業務施設や工業施設の集積が進んでいるため、この地域の土地の活用を優先することとする。この他、一部は農用地区域に指定されているため、当該区域外での開発を優先することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定すること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定すること。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域において、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日ま

でに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）。